

新潟県中学校体育連盟規約

昭和22年 5月 6日 制定	昭和50年 3月 19日 一部改訂
昭和35年 3月 2日 一部改訂	昭和51年 3月 19日 一部改訂
昭和36年11月 29日 一部改訂	昭和53年 5月 30日 一部改訂
昭和41年 5月 31日 一部改訂	昭和53年12月 14日 一部改訂
昭和42年 5月 20日 一部改訂	昭和54年12月 14日 一部改訂
昭和44年 5月 30日 一部改訂	平成 5年12月 10日 一部改訂
昭和45年 3月 9日 一部改訂	平成18年12月 8日 一部改訂
昭和46年 3月 10日 一部改訂	

第 1 章 総 則

第1条 本連盟は、新潟県中学校体育連盟と称し、事務局を会長の指定する場所に置く。

第2条 本連盟は、新潟県中学校体育の健全な発達を期することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。

- 1 学校体育の連絡統一
- 2 学校体育についての研究指導
- 3 体育運動に関する競技会等
- 4 その他目的達成上必要な事項

第4条 本連盟は、新潟県体育協会に加盟する。

第 2 章 組 織

第5条 本連盟は、県下郡市中学校体育連盟で組織する。

第6条 本連盟に専門部を置く。専門部に関する規程は別に定める。

本連盟に地区中学校体育連盟を置く。地区中学校体育連盟に関する規程は別に定める。

第 3 章 役 職 員

第7条 本連盟に下記の役員を置く。ただし、会長、副会長、理事及び監事の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 2 名
- 3 理 事 若干名 (内1名は理事長とする)
- 4 監 事 若干名
- 5 幹 事 若干名

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
会長及び副会長は、理事会で推薦し、代議員会で承認する。

第9条 理事長は、命を受け会務を執行する。
理事長は、理事会で決める。
理事長は、理事会を組織し、会務を掌理する。
理事は、各地区より選出する。

第10条 監事は、収支決算について監査する。
監事は、各地区より選出する。

第11条 幹事は、理事長を補佐し、本連盟の事務を処理する。
幹事は、会長が委嘱する。

第12条 本連盟に特別委員会を置くことができる。
特別委員は、必要に応じ理事会にて選出し、特別委員会を組織する。

第 4 章 会 議

第13条 理事会は、予算決算その他重要事項を審議する。

第14条 代議員は、原則として各連盟より2名並びに各専門部より1名選出する。

第15条 代議員会は、毎年二回開いて、下記の事項を審議する。ただし、必要な場合は臨時に開くことができる。

- 1 収支予算の決議及び決算の承認
- 2 本連盟の事業
- 3 その他必要と認めた事項

第16条 代議員会の議事は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。

第 5 章 会 計

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 本連盟の経費は、加盟各連盟の加盟金、寄付金、その他の収支で支弁する。

第19条 前条加盟各連盟の加盟金は、代議員会で決める。

第20条 会計に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 6 章 付 則

第21条 本規約は、代議員会において3分の2以上の同意がなければ変更できない。

第22条 本規約の実施についての付則は、必要に応じ理事会の決議を経て会長が決める。